

令和2年 第4回芸西村議会「臨時会」議事日程

令和2年11月26日

諸般の報告について

- | | | |
|------|------------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議席の指定について | |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 議案第71号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第72号 | 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第73号 | 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 報告第7号 | 専決処分の報告について（訴えの提起） |

招集年月日 令和2年11月26日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午後 1時37分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	長崎 寛司	企画振興課長補佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和2年11月26日（木）

[13:37 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第4回芸西村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。令和2年10月25日に行われました芸西村議会議員補欠選挙の結果、西笛千代子君が当選されましたことを報告いたします。また、芸西村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして西笛千代子君を経済建設常任委員に指名いたしましたことを報告いたします。以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、議席の指定を行います。会議規則第4条第2項の規定によりまして西笛千代子君の議席を1番に指定をいたします。

《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、本臨時会を通じて4番伊藤宏君、5番仙頭一貴君を指名します。

《日程第3》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第3、会期の決定についてを議題にいたします。本臨時会の会期につきましては、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

《日程第4》

○ 池田 廣 議長

日程第4、議案第71号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にいたします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第71号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を説明します。本改正は、令和2年度の人事院の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、民間給与との格差を埋めるため期末手当の支給割合を100分の5引き下げるものです。これにより、支給割合は12月支給分で100分の130から125へ引き下げ、

令和3年6月及び12月支給分でそれぞれ100分の127.5とし平準化することとしています。以上です。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

課長にもちょっと言うてないんですけど、この引き下げは会計年度任用職員にも適用されるのかどうかお尋ねします。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

ご質問の答えですが、会計年度任用職員は、職員の給与条例を引っ張ってきてますので、同様に適用されます。

○ 池田 廣 議長

8番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

となると、会計年度任用職員の1日の時間を7時間にした時の理由は、ボーナスが増えるき、その分を何とかという話でやったと思うんですけど、それがそしたらちょっと合わんことになるのとかやうかなと思いますが、どうですか。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

その時の説明の中身まではちょっと詳細は覚えてないですが、期末手当につきましては、それまで臨時職員さんだった時代には支給されていなかったもので、会計年度任用職員になって新たに期末手当が支給されるようにはなっています。以上です。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って。

○ 松坂 充容 議員

手挙げてない。

○ 池田 廣 議長

ごめんごめん。

挙手多数です。
従って、議案第71号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第5、議案第72号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第72号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を説明します。本改正は、一般職員の給与条例の改正に準じて、議員の期末手当の支給割合を100分の5引き下げるものです。これにより、支給割合が12月支給分で100分の162.5から157.5へ引き下げ、令和3年6月及び12月支給分でそれぞれ100分の160とし平準化することとしています。以上です。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第72号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第6、議案第73号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第73号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を説明します。本改正は一般職員の給与条例の改正に準じて、村長、副村長、教育長の期末手当の支給割合を100分の5引き下げるものです。これにより、支給割合が12月支給分で100分の162.5から157.5へ引き下げ、令和3年6月及び12月支給分でそれぞれ100分の160とし平準化することとしています。以上です。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第73号は原案のとおり決定いたしました。

《日程第7》

○ 池田 廣 議長

続きまして、日程第7、報告第7号専決処分の報告について、村長よりお手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、専決処分の報告が提出されております。この際、報告についての説明を求めます。岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

報告第7号専決処分の報告についてをご説明いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、村営住宅の明け渡し、村営住宅滞納家賃及び賃料相当損害金、簡易水道滞納使用料の支払いを請求する訴えの提起により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。次のページをお開け下さい。

訴えの提起について。1、訴えを提起する相手方は、2名いますので両者とも住所は高知県安芸郡芸西村、氏名はC氏とD氏。2、請求の要旨。上記の者に対し、芸西村営住宅A団地B号室の明け渡し、村営住宅滞納家賃金163万9800円及び令和2年7月1日から村営住宅A団地B号室明け渡し済みまで1カ月金1万9700円の割合による金員、簡易水道滞納使用料81万7280円、訴訟費用の費用を請求するものです。3、請求の原因。訴えを提起する相手方については、村からの支払いの催告に関わらず、支払い義務を履行せず、多額の村営住宅家賃及び簡易水道使用料を滞納しております。4、訴訟遂行の方針。1、弁護士を訴訟代理人に定める。2、第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。3、本村は、上記訴訟において和解をすることができる。こととしております。以上です。

○ 池田 廣 議長

以上で報告を終わります。

《閉会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定によりまして、令和2年第4回芸西村議会臨時会を閉会します。

[13:50 閉会]

会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

芸西村議会議長

署名議員

署名議員